令和９年度川越町フルタイム会計年度任用職員募集要項

●令和９年４月１日採用会計年度任用職員を募集します

会計年度任用職員とは
地方公務員法第２２条の規定に基づき任用される非常勤職員で、身分は地方公務員となります。
会計年度任用職員は、法令等及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等への従事制限（フルタイム会計年度任用職員に限る）、分限及び懲戒等の地方公務員法の規定の適用を受けます。

１　募集職種・採用予定人員・資格要件・勤務条件等

共通資格要件
・地方公務員法第１６条に定める欠格条項に該当しない方（別紙参照）
・採用後に川越町またはその近郊に居住できる方

※　各種資格要件及び勤務条件等については「フルタイム会計年度任用職員募集一覧」をご覧ください。
※　各種免許、資格等は、令和９年３月３１日までの取得見込を含みます。
※　複数の職種へ重複しての応募はできません。
※　採用予定数は、欠員状況等により変更になる場合があります。
※　外国籍の方については､採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。詳しくは、「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。

２　試験日時と会場

〈日時〉令和９年１月１５日（金）
※試験時間等の詳細については、後日担当課より郵送で通知します。

〈場所〉【保育所保育士、児童館指導員、管理栄養士】
川越町役場
〒５１０－８５８８　三重郡川越町大字豊田一色２８０番地

【保健師】
川越町いきいきセンター
〒５１０－８１２３　三重郡川越町大字豊田一色３１４番地

３　合格発表

郵送で通知します。

４　応募方法等

（１）申込方法

・町ホームページの申込フォームから申込み（職種によって申込のフォーム先が異なるため、ご注意ください。）

（２）受付期間及び時間

・令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月１５日（火）まで

（３）提出書類

・各種免許、資格等が確認できる書類を画像ファイルで申込フォームに添付する必要があります。（取得見込の方は取得見込がわかるものを添付してください。）

※採用選考に関して提出いただいた書類等については、返却いたしません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

☆　参考　地方公務員法

（欠格条項）

第１６条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、川越町においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

１　公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

（１）　町民に対して公益的な必要から町民の権利や自由を制限する内容を含む職務

（２）　町民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務

（３）　町民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務

（４）　その他公権力の行使に該当することとなる職務

[「公権力の行使」にあたる主な職務の例]

占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、都市計画の決定など

２　公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、川越町の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本町の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く。）の職（具体的には係長、主幹）への昇任は制限されません。